

建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件に関する意見募集の結果について

て

令和8年7月29日
国土交通省不動産・建設経済局国際市場課

国土交通省では、建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部改正に関する意見の募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和8年4月22日（水）～令和8年5月22日（金）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③意見提出方法：電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数6件

3. お問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課意見募集担当
電話番号03-5253-8121